

# 資料編

今回の中間見直しでは、現行計画書に記載のあるみどりの基本計画関連情報の時点更新を行いました。なお、中間見直し（本書）では、時点更新を行った情報のみを記載しています。（時点更新を行っていない情報は、現行計画書に記載のままとなっています。）

## 1 横須賀市の現況

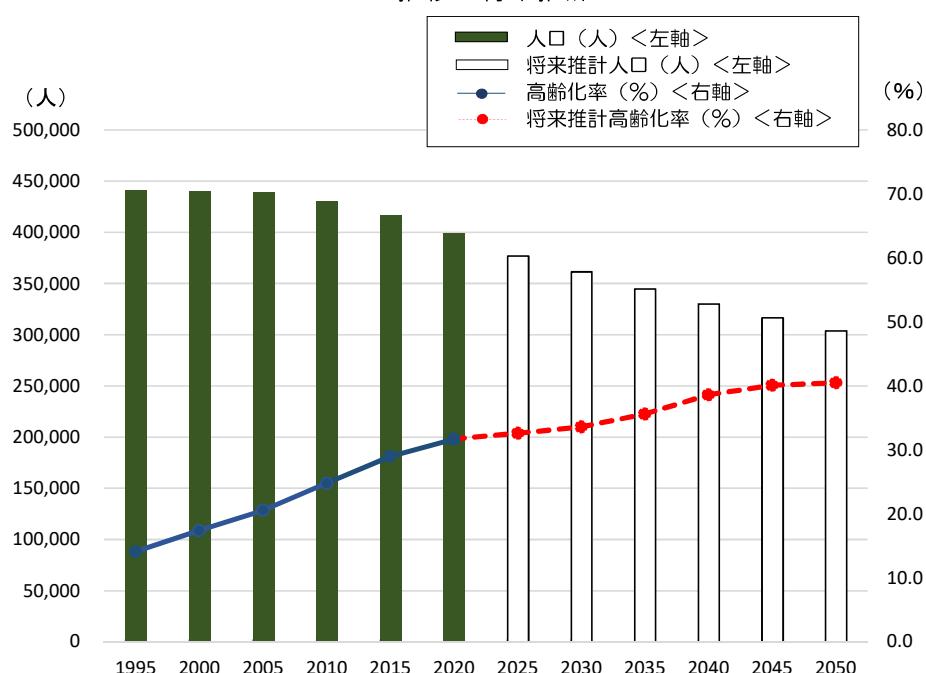
一部更新

《横須賀市の現況に関する資料を最新情報に更新（時点更新を必要とした資料のみ）》

（1）人口の推移 ←更新 《現行計画書 P.15 第Ⅱ章1(2)：人口の時点更新に伴う（最新：2013年から2020年へ）将来推計人口等の更新》

本市の人口は、現行計画を策定した平成27年（2015年）には415,862人となっており、中間見直しの年である令和2年（2020年）は398,508人と人口減少が続いている。一方で、少子高齢化が進んでおり、この傾向は将来的にも続くことが予想されます。

人口推移と将来推計

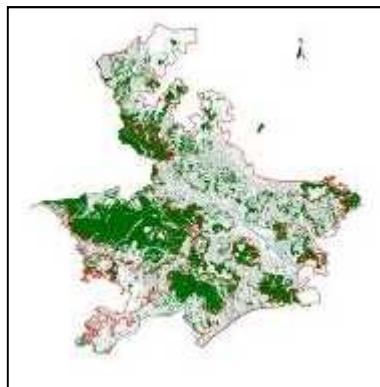


注）人口及び将来推計人口は、住民基本台帳の人口に外国人登録者を加えている。

2020年～2025年の人口及び高齢化率は住民基本台帳によるもの。2025年～

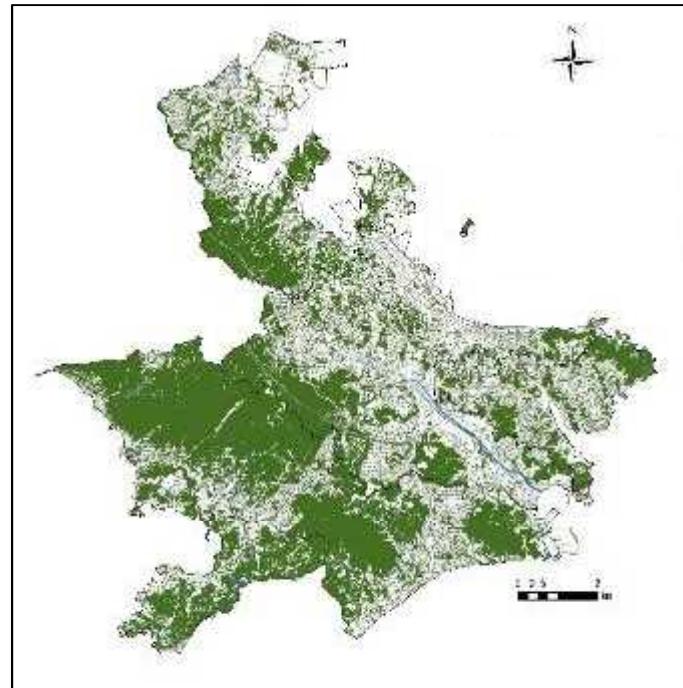
2050年の将来推移人口及び高齢化率は、横須賀市人口ビジョンによるもの。

(2) 緑被の経年変化 ← 新 《現行計画書 P.24 第Ⅱ章2(2):最新の平成27年のデータを追加》



平成22年（2010年）（樹林地率：34.8%）  
（緑被率：53.8%）

※ 平成7年（1995年）までの調査は、図上求積や土地利用状況を基にした調査結果です。平成22年（2010年）の調査では、精度を高めた（500 m<sup>2</sup>以上→1 m<sup>2</sup>以上）ことにより、その対象が広がり（街路樹や家庭の庭木も対象）、結果として数値が高まっています。平成27年（2015年）も同様です。



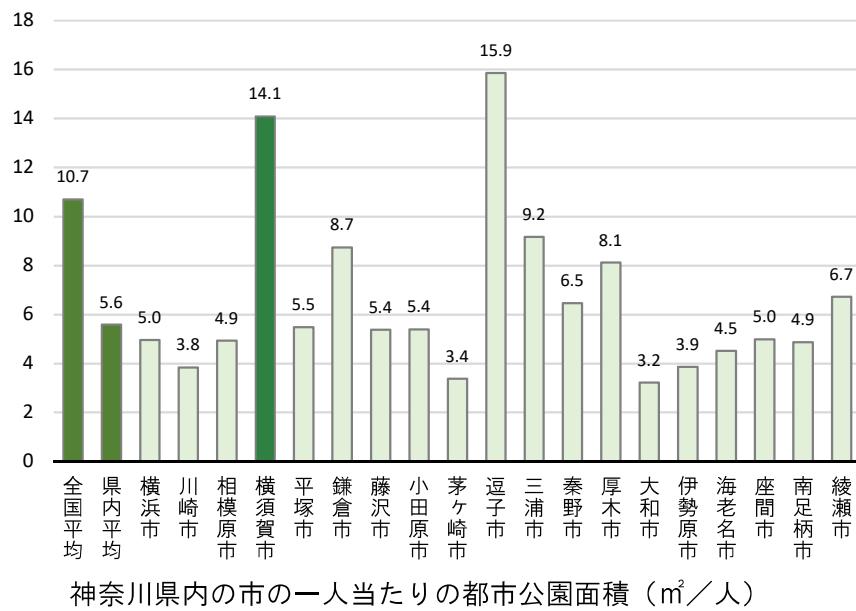
平成27年（2015年）（樹林地率：37.1%）（緑被率：54.5%）

<参考>本市の緑被率の経年変化の比較表

項目	平成22年			平成27年		
	面積	構成	緑被率	面積	構成	緑被率
樹林地	3,504.7ha	34.8%	53.8%	3,739.1ha	37.1%	54.5%
樹木	332.3ha	3.3%		127.3ha	1.3%	
草地	1,037.1ha	10.3%		1,092.3ha	10.8%	
田畠	539.1ha	5.4%		531.5ha	5.3%	

(3) 都市公園等の整備状況 ←更 新 《現行計画書 P.26 第Ⅱ章2(3)①:平成 25 年度末から最新の令和元年度末のデータに更新》

本市における都市公園（県立公園含む）は、535 箇所、約 552.31ha（令和元年度（2019 年度）末現在）で、市民一人当たりの公園面積は 14.09 m<sup>2</sup>/人です。本計画策定時と比較して、箇所数で 15 公園、面積で 40.99ha、市民一人当たりの公園面積で 1.50 m<sup>2</sup>/人増加しています。令和元年度（2019 年度）末現在で、市民一人当たりの公園面積は、県内の市（町を除く）で二番目に多く、首都圏の中でも都市公園の整備が進んでいる自治体となっています。



出典：神奈川県内市町村別都市公園整備状況（令和元年度（2019 年度）末現在）

国土交通省都道府県別一人当たり都市公園等整備現況（令和元年度（2019 年度）末現在）

(4) ゾーン区分について ←一部更新 《現行計画書 P.126~127 第VI章：まとまりあるみどりによる区分の区域名称の変更及び区域一部拡張等》

本市は丘陵部にまとまったみどりが存在しており、みどりのまとまりごとによって特徴があります。

また、みどりのネットワーク、生物多様性、突発的な豪雨に対する防災などを検討する上で、みどりと水の流れを一体的に捉える必要があります。

これらにより、みどりの特徴を活かした「みどりの将来像」の実現に向け、現行計画では、「まとまりのあるみどりによる区分」「河川流域・集水域による区分」「生物の生息分布状況による区分」から7つのゾーン区分を設定しています。

中間見直し後も、引き続き、このゾーンごとに、みどりを捉え、様々な取組を行っていきます。

## ① まとまりあるみどりによる区分

隣接市町から広がる鷹取山・二子山・畠山等のまとまり、さらに、大楠山・衣笠山や、武山・三浦富士といったまとまったみどりがあります。その他にも、野比や観音崎周辺にまとまったみどりが存在します。

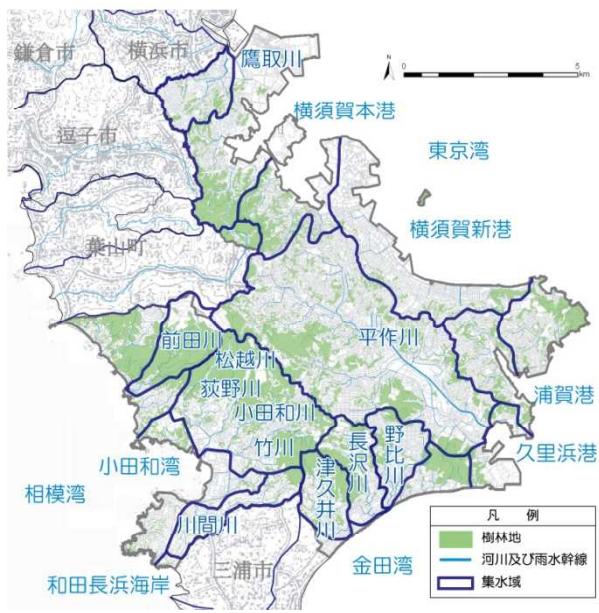
また、長井から津久井にかけて農地の  
みどりが広がっています。



## まとまりあるみどりの分布図

## ② 河川流域・集水域による区分

本市には、23 水系、37 河川、約 50 km の河川があります。これらの主な河川の流域を含め 25 の集水域に区分できます。



流域・集水域区分図

### ③ 生物の生息分布状況からの区分

平成 26 年度の生物多様性保全推進事業において、本市における生物の生息拠点となる樹林地、海岸、河川、池沼、谷戸、学校ビオトープなどを抽出した結果、自然拠点として 150 箇所が挙げられました。

本市の東京湾側は、市街化が進んでいるものの、斜面緑地が残されており、緑地の連続性が高いです。しかし、生物の生息拠点としては限られています。



自然拠点図

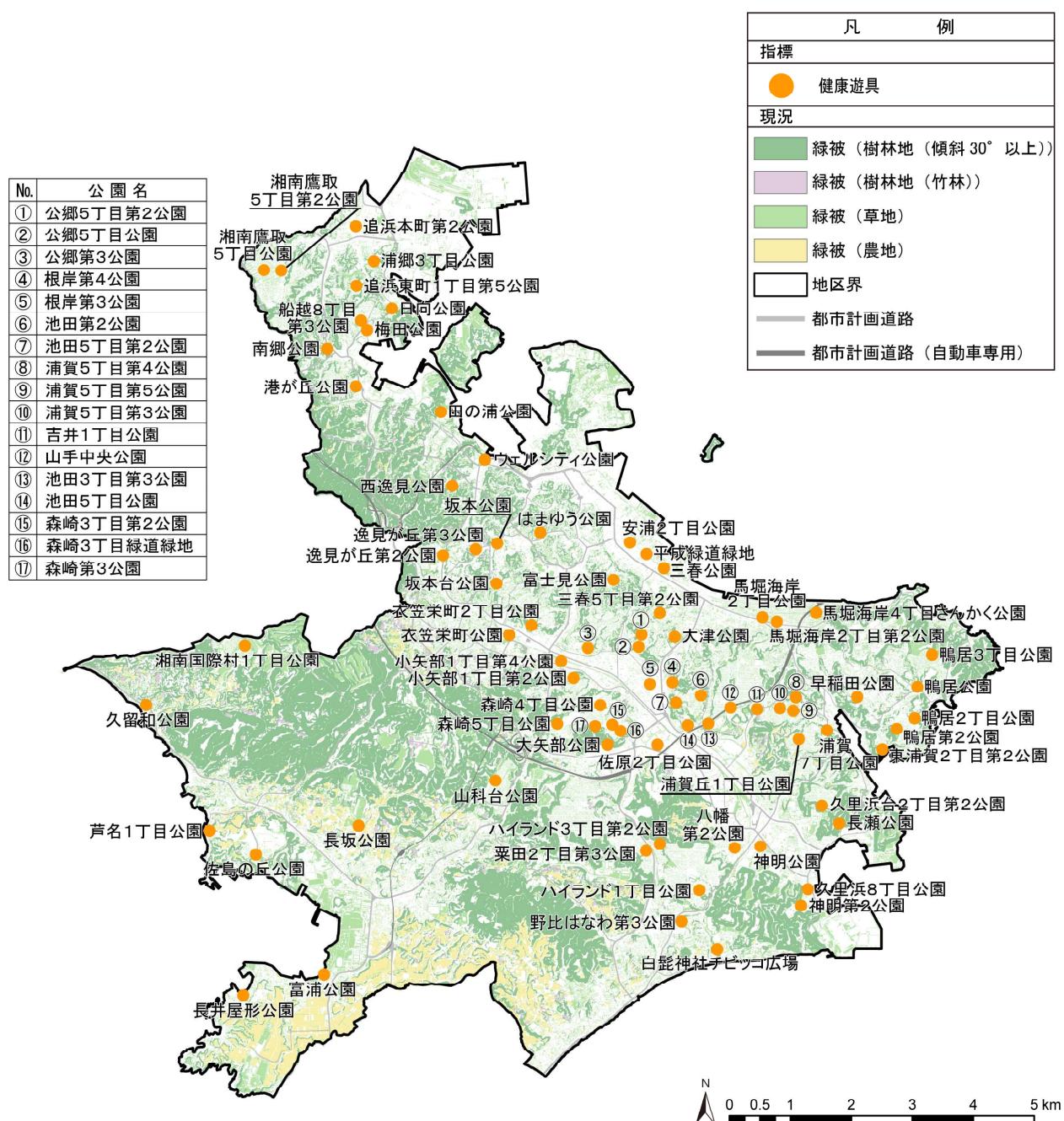
(5) 本編以外のみどりの拠点の分布について [←新規](#) 《本編で示したみどりの拠点以外の他の視点によるみどりの拠点を明示した図の新規追加》

市内には、本編で示したみどりの拠点以外にも、他の視点によるみどりの拠点があります。そのうち、健康増進への寄与、ボランティア活動及び生態系の保全に関するみどりの拠点の分布状況を、以下の図により、示しました。

## ① 健康増進に寄与するみどりの拠点の分布図

健康増進に寄与するみどりの拠点については、市民の健康増進に向けて園内に健康遊具を備えている公園を位置付けました。しかし、その他の公園についても、運動の場及びコミュニティ形成の場として、健康増進に寄与するみどりの拠点となります。

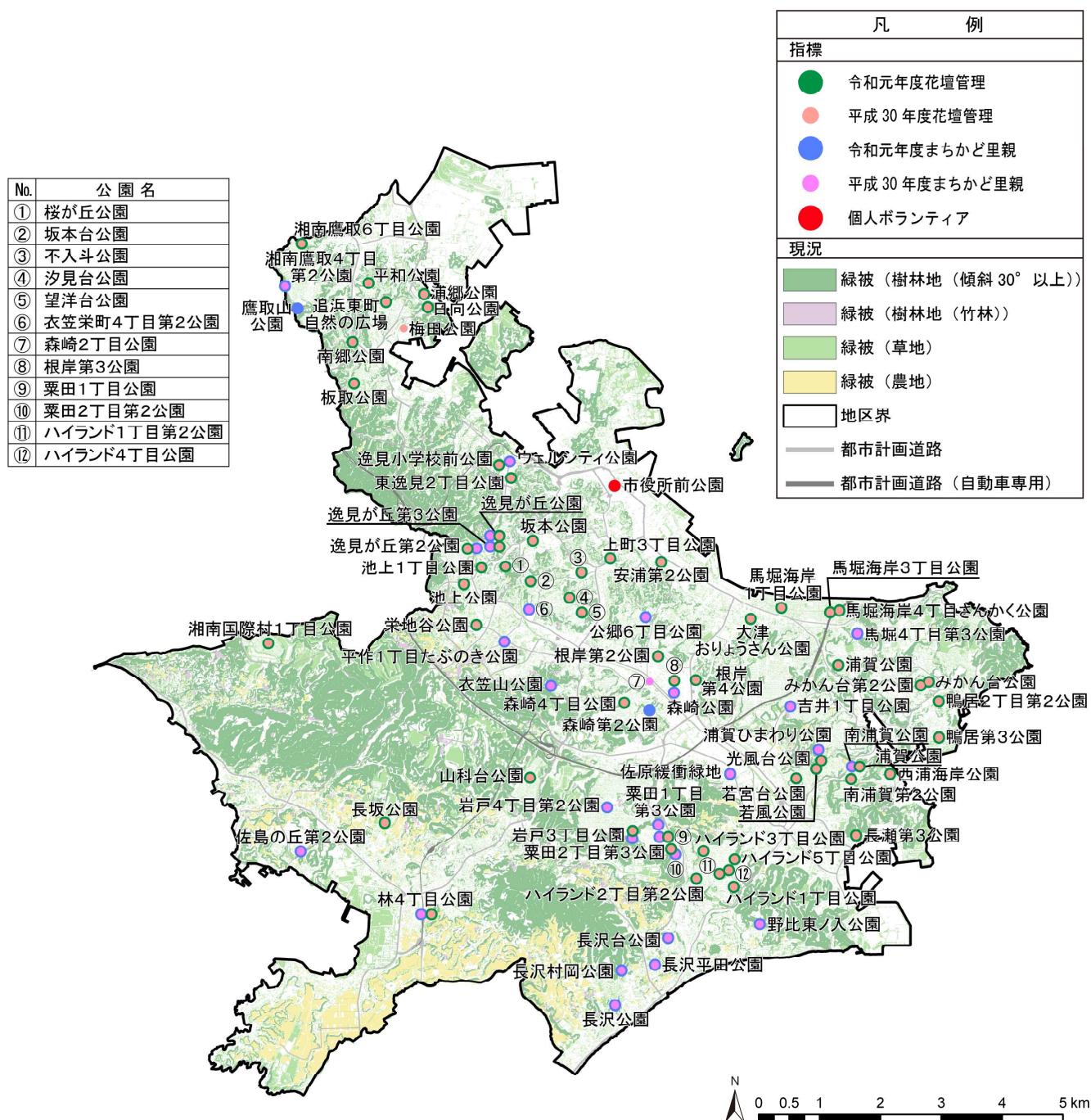
また、以下のとおり、位置付けた拠点の多くが、市民に身近な街区公園となっています。



## ② ボランティア活動の場となるみどりの拠点の分布図

健康増進の一環となるボランティア活動の場であるみどりの拠点は、市民により、緑化活動を行っている公園を位置付けました。

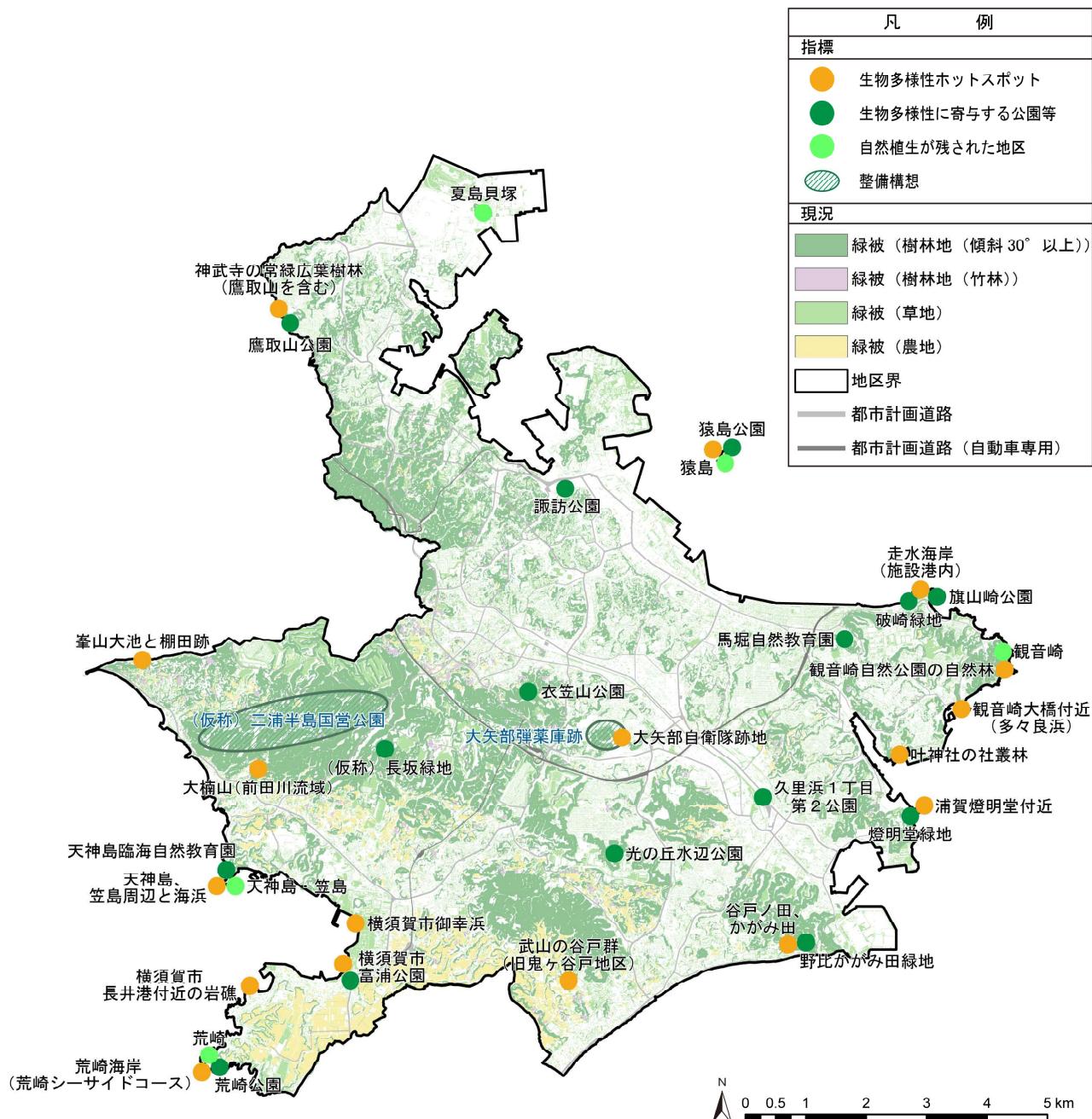
なお、以下のとおり、市内各所において、まちかど里親制度等による緑化活動が行われています。



### ③ 生態系の保全に資する都市公園等の分布図

生態系の保全に資する都市公園等について、生物多様性に着目した市内のホットスポットのほか、生物多様性に寄与する、または自然植生が残されている都市公園等を位置付けました。

以下のとおり、位置付けた都市公園等の多くが、海岸沿いとなっていますが、山間部にも分布しています。

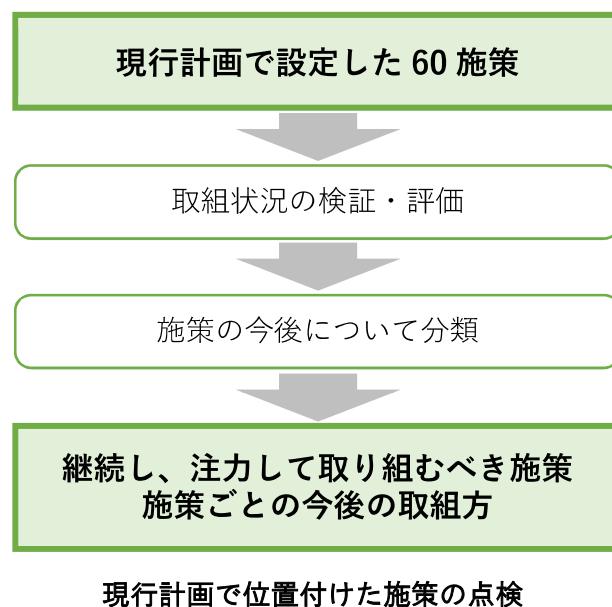


《現行計画で位置付けた施策の取組状況の把握・評価の手順及びその結果の新規追加》

### (1) 目的

平成 28 年（2016 年）3 月に策定した現行計画が、令和 3 年（2021 年）3 月に計画前半が終了するため、これまで推進してきた 60 の施策について、これまでの取組状況を検証した上で、把握・評価しました。

その結果、把握・評価を通じて、計画の最終年である令和 7 年（2025 年）までの計画後半の 5 年間で注力すべき施策が明確になりました。



## (2) 手順

### ① 進捗状況の算出

現行計画を策定した平成 28 年度（2016 年度）から令和元年度（2019 年度）までに取り組んできた 60 施策について、市年次報告書等の結果をもとに個々の施策の進捗率・状況を算出し、次の表に示すとおり A～C の 3 段階で評価・分類しました。

なお、取組の評価、進捗率・状況の算出は、以下のとおりとしました。

- ① 数値目標を掲げている施策：指標に対する進捗率を算出しました。
- ② 数値目標を掲げていない施策：取組状況から目標に対する進捗状況を総合的に判断しました。

＜評価区分＞

評価	算出法※	数値目標		評価別の今後の取組
		あり	なし	
A	進捗率	70%以上	－	<ul style="list-style-type: none"> <li>・さらなる進捗率の向上を目指す。</li> <li>・または、維持すべき施策として引き続き推進する。</li> </ul>
	進捗状況	－	十分	
B	進捗率	50%以上 70%未満	－	<ul style="list-style-type: none"> <li>・進捗率を高めるべき施策を推進する。</li> <li>・または、継続すべき施策を推進する。</li> </ul>
	進捗状況	－	半分以上	
C	進捗率	50%未満	－	<ul style="list-style-type: none"> <li>・進捗していない理由を分析する。</li> <li>・実施すべき施策を推進する。</li> <li>・その他の施策は次回の改定時に、扱いを検討する。</li> </ul>
	進捗状況	－	半分未満	

### ② 施策等の分類（今後の取組方）

施策ごとの目標や評価（進捗率・達成状況）、中間見直し後の計画期間内の取組を踏まえ、注力の度合いを以下の表に示した 5 区分に分類しました。

＜注力区分＞

注力区分	分類	今後の取組（施策推進の注力の度合い）
継進 (拡充・新)	新たな視点で取り組み、年次報告等の進行管理を行う施策※ <sup>1</sup>	注力し、積極的に施策を推進する。
継進	これまでどおり、継続して取り組む施策（年次報告：毎年度）	従来どおり、着実に施策を推進し、毎年度、年次報告を行う。
継無	これまでどおり、継続して取り組む施策（年次報告：適宜）	従来どおり、着実に施策を推進し、適宜、年次報告を行う。※ <sup>2</sup>
完了	一定の成果があり、目標を達成した、または実施の必要性がなくなった施策	施策として取組を行わない。
廃止	神奈川県から委譲のあった権限の返戻に伴い、廃止する施策	

※<sup>1</sup> 現行計画策定後に判明した課題等と関連した施策は、「継進（拡充・新）」に分類しました。  
(施策の詳細等は、P.45～46 第Ⅲ章参照)

※<sup>2</sup> 目標が数値ではなく、施策の性質上、毎年度の進捗管理に適さない施策は、毎年度の年次報告（毎年、前年度の施策の推進状況を報告しています）は実施せず、報告すべき事項がある場合（新たな取組や効果等があった場合等）に、年次報告を実施することとして施策（継無）に分類しました。

### (3) 結果

項目 (大柱)	施策展開項目 (中柱)	旧施策 NO.	新施策 NO.	推進施策 (小柱)	今後の取組	
					評価	進行管理
【I】 みどりを保全・育成し、活用するための推進施策	(1) まとまりのある みどりを守る	1	5	近郊緑地保全区域及び近郊緑地特別保全地区の土地利用制限等による保全の継続	A	継進
		2	⑥	湘南国際村めぐりの森の緑の再生に向けた連携	A	継無
		3	⑥	「重点的に緑地の保全に配慮を加えるべき地区」の方針に基づく緑地保全	A	継無
		4	7	(仮称)三浦半島国営公園の誘致の推進	B	継無
		5	8	自然保護奨励金制度による支援の継続	A	継無
	(2) 様々な法令に基づき、みどりを守る	6	-	緑地保全地域制度及び特別緑地保全地区制度の導入に向けた検討	A	完了
		7	9	保安林制度の適切な運用による保全の継続	A	継進
		8	廃止	自然環境保全地域の土地利用制限の継続	A	廃止 (権限返戻)
		9	10	風致地区制度の運用による良好な風致の維持と保全の推進	A	継進
		10	⑪	土地利用調整関連条例(市)の適切な運用(保全)	A	継進
		11	④	市民緑地制度の適切な運用《みどりの基本条例関連》	B	継進 (拡充・新)
		12	12	保存樹木指定の検討	C	継無
	(3) 生物多様性の確保に貢献する みどりを守る	13	②	生物多様性の確保に向けた調査の実施及び保全手法の検討	B	継進 (拡充・新)
		14	13	自然林保全制度の運用《みどりの基本条例関連》	A	継進
		15	14	「公共施設における自然植生の保全に向けた考え方」の適切な運用	A	継無
		16	15	指定文化財(天然記念物)の保全の継続	A	継進
		17	16	水辺環境の保全と再生の推進	B	継進
		18	②	里山的環境保全・活用の推進	A	継進 (拡充・新)
		19	②	かがみ田谷戸の再生・活用の推進	A	継進 (拡充・新)
		20	17	外来生物対策の推進	A	継進
		21	②	多様な生物が育まれ水辺環境にふれあうことのできる水田等の再生・活用に向けた検討	B	継進 (拡充・新)
		22	完了	極端気象への対応を考慮した樹林地管理のあり方検討	A	完了
	(4) みどりの安全性を高める	23	18	公共施設における倒木危険度調査手法の検討と実施	B	継無
		24	19	市街化区域内樹林地保全支援制度の運用《みどりの基本条例関連》	A	継進
	(5) 市街地の みどりを守る	25	20	みどりの寄附制度の適切な運用《みどりの基本条例関連》	A	継進
		26	①	民有樹林地の保全手法の検討	B	継進 (拡充・新)
		27	21	景観重要樹木の指定と育成管理に向けた検討	B	継無
		28	22	谷戸地域のみどりの再生に向けた検討	C	継無
		29	23	農業振興地域整備計画に基づく農業振興の継続	A	継進
	(6) 農地のみどりを 守る	30	③	生産緑地のみどりの維持の継続	A	継進 (拡充・新)

評価【A】：さらなる進捗率の向上、または維持すべき施策の推進 【B】：進捗率を高めるべき施策の推進、または継続すべき施策の推進

【C】：進捗していない理由を確かめ、実施すべき施策を推進する、またその他の施策は次回の改定時に、扱いを検討する

※各評価の進捗率等については、P.83 参照

※⑩：見直しにより統合した施策、★：都市公園に関する施策は、新施策 No.25～29 に統合

項目 (大柱)	施策展開項目 (中柱)	旧施策 NO.	新施策 NO.	推進施策 (小柱)	今後の取組	
					評価	進行管理
【Ⅱ】みどりを創出・育成し、活用するための推進施策	(1) 身近にふれあえるみどりの充実	31	★	都市公園の配置・機能の適正化に向けた検討	A	継進(拡充・新)
		32	②	(仮称)長坂緑地の活用手法の検討	B	継進(拡充・新)
		33		都市公園等の安全・安心対策の推進	A	継進(拡充・新)
		34	★	個性と魅力ある都市公園等の充実と積極的な利活用の促進	A	継進(拡充・新)
		35		みどりの機能を活かした都市公園等の充実及び適切な維持管理の推進	B	継進(拡充・新)
		36		都市公園等に関する積極的な情報発信の推進	A	継進(拡充・新)
		37		歴史的資産と一体になったみどりの積極的な活用の推進	A	継進(拡充・新)
		38	24	横須賀エコツアーコースの推進	A	継進
	(2) 公共施設のみどりをつくる	39	30	【港湾】港湾緑地などの維持・整備の推進	B	継進
		40	31	【道路】道路のみどりの維持と緑化の推進	A	継進
		41	32	【河川】河川環境の整備の推進	A	継進
		42	33	公共施設の緑化及びみどりの育成に配慮した維持管理ガイドラインの適切な運用	A	継進
	(3) 民有地のみどりをつくる	43	⑪	土地利用調整関連条例（市）の適切な運用（緑化）	A	継進
		44	34	民有地緑化支援制度の適切な運用《みどりの基本条例関連》	A	継進
		45	35	記念植樹の促進に向けた検討	C	継無
【Ⅲ】みんなでみどりを保全・創出するための推進施策	(4) 様々な法令や制度に基づき、みどりをつくる	46	36	「緑化重点地区」の方針に基づく緑化推進	A	継無
		47	37	緑地協定制度の継続《みどりの基本条例関連》	B	継進
		48	④	都市緑地法に規定された緑化の推進に関する未運用制度導入の検討《みどりの基本条例関連》	C	継進(拡充・新)
		49	38	継承の森における活動の推進	A	継無
	(1) みどりを次世代に引き継いでいく	50	39	みどりの基金の充実に向けた新たな財源確保手法の検討・実施	C	継無
		51	40	みどりに対する技術や知識を有する人材の活用と育成の推進	A	継無
		52	41	自然に関する環境教育・環境学習の実施	A	継進
		53	42	みどりを守り・つくり・育てるための啓発と活かすための情報発信の推進	A	継無
		54	完了	みどりに関する顕彰制度設置に向けた検討	A	完了
		55	43	県及び近隣自治体との広域的な連携の推進	A	継無
	(2) 様々な主体との連携	56	④	産・学・官の連携によるプログラムの検討	A	継無
		57	★	みどりの積極的な活用の推進	B	継進(拡充・新)
	(3) みんなのみどりをみんなで守り、つくり、再生し、育てながら活かす	58	45	市民による花いっぱい運動の実施	A	継無
		59	46	自然環境活動団体の交流の促進と活動に関する情報発信の推進	A	継無
		60	④	市民・NPO・事業者・行政の役割分担あるいは連携によるみどりの保全・創出の推進	A	継無

進行管理【継進(拡充・新)】：新たな視点で取り組み、年次報告等の進行管理を行う施策

【継進】：これまでどおり、継続して取り組む施策（年次報告：毎年度）

【継無】：これまでどおり、継続して取り組む施策（年次報告：適宜）

【完了】：一定の成果があり、目標を達成、または実施が必要なくなった施策

## <参考>現行計画における 60 の推進施策の評価理由一覧

計画期間前半の推進施策の取組状況の評価理由は以下のとおりです。

旧施策 NO.	推進施策	評価	評価理由
1	近郊緑地保全区域及び近郊緑地特別保全地区の土地利用制限等による保全の継続	A	数値目標である指定地区面積の現状(目標:2地区, 1,012ha)を維持し、みどりの保全を図るだけではなく、土地の買い取り等を適切に実施しており、目標を達成している。
2	湘南国際村めぐりの森の緑の再生に向けた連携	A	会議等に参加し、保全や再生に向けた調整及び連携を実施しており、目標を達成している。
3	「重点的に緑地の保全に配慮を加えるべき地区」の方針に基づく緑地保全	A	大楠緑地及び子安緑地の良好なみどりの保全等を図るため、当指定について、県に周知し、連携を図っており、目標を達成している。
4	(仮称)三浦半島国営公園の誘致の推進	B	長期的な目標である誘致の実現には至っていないが、県等と連携し、国営公園の誘致活動を継続的に行っており、概ね目標を達成している。
5	自然保護奨励金制度による支援の継続	A	県と連携し、適切に奨励金の交付申請の受付及び事務処理を行い、民有地のみどりの保全等に寄与しており、目標を達成している。
6	緑地保全地域制度及び特別緑地保全地区制度の導入に向けた検討	A	制度の導入に向けて検討した結果、課題等を明確化し、一定の結論が出ており、目標を達成した。
7	保安林制度の適切な運用による保全の継続	A	数値目標である指定地区面積の現状(目標:52.8ha)を維持するだけではなく、新規指定の際には、県と連携し、保安林の保全等に努めて、目標を達成している。
8	自然環境保全地域の土地利用制限の継続	A	数値目標である指定地区面積の現状(目標:1地区, 4.9ha)を維持し、適切な保全について、県と連携しており、目標を達成している。
9	風致地区制度の運用による良好な風致の維持と保全の推進	A	数値目標である指定地区面積の現状(目標:5地区, 1,355.7ha)を維持し、土地利用制限の継続及びバトロールを実施している。また、土地利用行為許可申請に対し適切に審査を行い、良好な風致の維持に努めており、目標を達成している。
10	土地利用調整関連条例(市)の適切な運用(保全)	A	開発行為及び斜面緑地の保全等に関して、指導を適切に実施し、みどりの保全を図っており、目標を達成している。
11	市民緑地制度の適切な運用《みどりの基本条例関連》	B	新規候補地の検討はしていないが、既設緑地の適切な維持管理を実施しており、概ね目標を達成している。
12	保存樹木指定の検討	C	指定した場合の課題を明確化したが、指定対象候補樹木がなく、保存樹木の指定による保存手法以外は未検討なため、評価を行うことができない。
13	生物多様性の確保に向けた調査の実施及び保全手法の検討	B	保全手法等の検討については未着手であるが、身近にふれあえる自然環境の調査の実施、当該調査結果を活用した市民が自然に親しみを感じられる取組を行っており、概ね目標を達成している。
14	自然林保全制度の運用《みどりの基本条例関連》	A	数値目標である保全契約を継続(目標:3地区)し、保全状況を確認の上、奨励金の交付事務を適切に行い、自然林の保全に努めており、目標を達成している。
15	「公共施設における自然植生の保全に向けた考え方」の適切な運用	A	「公共施設における自然植生の保全に向けた考え方」を適切に運用し、都市公園等における自然植生の保全を図っており、目標を達成している。
16	指定文化財(天然記念物)の保全の継続	A	数値目標である6地区の指定を維持し、適切に文化財の保全を図っており、目標を達成している。
17	水辺環境の保全と再生の推進	B	サポート体制の検討は未着手であるが、ビオトープ等の水辺環境の箇所数を維持し、適切な維持管理を実施している。また、水辺環境を活用し、イベントの開催等も行っていることから、概ね目標を達成している。
18	里山的環境保全・活用の推進	A	里山的環境の維持管理を行い、保全に努めるだけではなく、イベント等を開催し、人々が自然とふれあえる機会を創出しており、目標を達成している。
19	かがみ田谷戸の再生・活用の推進	A	かがみ田の環境再生活動を実施するだけではなく、自然観察会を開催し、人々が自然とふれあえる機会を積極的に創出しており、目標を達成している。
20	外来生物対策の推進	A	特定外来生物等の防除を行うだけではなく、特定外来生物の排除手法の1つとして、ポスター掲示等の啓発活動を実施しており、目標を達成している。

旧施策NO.	推進施策	評価	評価理由
21	多様な生物が育まれ水辺環境にふれあうことのできる水田等の再生・活用に向けた検討	B	まだ活用まで至っていないが、(仮称)長坂緑地内で、復田整備が開始されており、概ね目標を達成している。
22	極端気象への対応を考慮した樹林地管理のあり方検討	A	試験的な樹林地の管理を行い、断続的な維持管理から得られる一定の効果を確認しており、目標を達成している。
23	公共施設における倒木危険度調査手法の検討と実施	B	新たな対策の実施まで至っていないが、倒木危険度の調査手法を検討するだけではなく、「街路樹点検チェックシート(案)」の作成を開始しており、概ね目標は達成している。
24	市街化区域内樹林地保全支援制度の運用《みどりの基本条例関連》	A	現況確認を適宜行いながら、奨励金の交付を行い、数値目標である保全対象面積を維持している(目標:36.8ha)ことから、目標を達成している。
25	みどりの寄附制度の適切な運用《みどりの基本条例関連》	A	要綱に基づき、適切な寄付の受け入れを行い、将来に残すみどりの保全に努めていることから、目標を達成している。
26	民有樹林地の保全手法の検討	B	具体的な保全手法等の確立までは至らなかったが、担当者会議等を実施し、課題の共有などを図っており、概ね目標を達成している。
27	景観重要樹木の指定と育成管理に向けた検討	B	啓発活動以外の育成管理手法については、未検討であるが、新たに景観重要樹木を指定するだけではなく、市民等へ啓発活動を行い、指定樹木の保全を図っており、概ね目標を達成している。
28	谷戸地域のみどりの再生に向けた検討	C	谷戸地域のみどりの再生をモデル的に実施するため、復元助成について周知を行ったが、利用者がなかったため、評価することができない。
29	農業振興地域整備計画に基づく農業振興の継続	A	数値目標である農業振興地域内農用地の区域面積を維持(目標:332.2ha)していることから、目標を達成している。
30	生産緑地のみどりの維持の継続	A	生産緑地地区について、数値目標の約9割以上を維持(数値目標:170箇所、25.3ha)し、保全状況について確認を行い、適切に指定をしており、目標を達成している。
31	都市公園の配置・機能の適正化に向けた検討	A	数値目標である都市公園数等の現状(目標:520箇所、511ha)を維持するだけではなく、増加させ、適正配置及び機能の見直し等の検討を開始している。また、新たな手法による公園の整備を推進しており、目標を達成している。
32	(仮称)長坂緑地の活用手法の検討	B	まだ活用手法の検討には至っていないが、復田整備を行う等、里山的環境の再生を開始しており、概ね目標を達成している。
33	都市公園等の安全・安心対策の推進	A	バリアフリー化及び長寿命化等を進め、安心して都市公園等を利用する環境整備を推進している。 また、公園整備や公園施設の長寿命化等に関して、計画の実施及び見直しをしており、目標を達成している。
34	個性と魅力ある都市公園等の充実と積極的な利活用の促進	A	遊具の更新及び運動公園内施設の整備を行うだけではなく、新たな施設を設置するなど、魅力ある公園づくりに努めている。 また、スポーツの交流拠点として、都市公園の整備を行い、地域の活性化を図っており、目標を達成している。
35	みどりの機能を活かした都市公園等の充実及び適切な維持管理の推進	B	みどりの機能を活かした都市公園等を新たに整備は行っていないが、既存公園を適切に維持管理し、みどりの機能を保持するよう努めており、概ね目標を達成している。
36	都市公園等に関する積極的な情報発信の推進	A	適宜、広報紙等で情報を発信し、利用促進を図っており、目標を達成している。
37	歴史的資産と一体になったみどりの積極的な活用の推進	A	公園の適切な維持管理を行うだけではなく、イベント及び見学会を開催するなど、活用にも力を入れ、歴史的遺産と一体になったみどりに市民等が触れ合える機会を提供しており、目標を達成している。
38	横須賀エコツアーワークの推進	A	エコツアーワークが持続的に実施できるよう、実施団体に必要な支援を行うことで、本市の自然観光資源のすばらしさや大切さを多くの人に発信している。 また新規フィールドにおいて、エコツアーワークが開始しており、目標を達成している。
39	【港湾】港湾緑地などの維持・整備の推進	B	数値目標の新規整備(2箇所)は、未実施であるが、既存の港湾緑地等の維持管理を行うだけではなく、新たに浅海域を整備し、利活用の検討に向け、経過観察を開始しており、概ね目標を達成している。
40	【道路】道路のみどりの維持と緑化の推進	A	既存街路樹の維持管理に努めるだけではなく、適宜、補植等を行い、数値目標(15,888本)の90%以上を維持し、街路樹のみどりを保全しており、目標を達成している。

旧施策 NO.	推進施策	評価	評価理由
41	【河川】河川環境の整備の推進	A	生物の多様性に配慮した河川流域環境の維持管理を行っており、目標を達成している。
42	公共施設の緑化及びみどりの育成に配慮した維持管理ガイドラインの適切な運用	A	当ガイドラインを適正に運用することで、積極的な緑化及び適切なみどりの保全を行っており、目標を達成している。
43	土地利用調整関連条例(市)の適切な運用(緑化)	A	開発行為等に対して適切に緑化の指導を行い、緑化を推進しており、目標を達成している。
44	民有地緑化支援制度の適切な運用《みどりの基本条例関連》	A	当制度に基づき、補助金を交付することで、民有地の緑化推進を行っており、目標を達成している。
45	記念植樹の促進に向けた検討	C	検討した結果、課題等が明確化したが、記念植樹の実施及び促進までの検討が実施されていないため、評価を行うことができない。
46	「緑化重点地区」の方針に基づく緑化推進	A	市民団体への緑化の支援及び公共施設の緑化を実施し、緑化重点地区的緑化を推進しており、目標を達成している。
47	緑地協定制度の継続《みどりの基本条例関連》	B	新規緑地協定締結の実績はなく、緑地協定締結の効果の確認等は実施してはいないが、数値目標である既存緑地協定区域の維持を行う(数値目標: 23 区画, 97.4ha)とともに、住民間で締結する緑地協定の指導を実施し、良好なみどりの確保を行っており、概ね目標を達成している。
48	都市緑地法に規定された緑化の推進に関する未運用制度導入の検討《みどりの基本条例関連》	C	未運用制度の情報収集は行ったが、制度導入の必要性等の検討は未着手であるため、目標を達成していない。
49	継承の森における活動の推進	A	イベントを開催し、みどりや自然を守り、育て、活かす活動や、大切にする意識の醸成を図っており、目標を達成している。
50	みどりの基金の充実に向けた新たな財源確保手法の検討・実施	C	毎年、基金の取崩しを行い、基金残高が減少し、新たな財源確保に関して、未検討であることから、目標を達成していない。
51	みどりに対する技術や知識を有する人材の活用と育成の推進	A	市職員の技術向上を研修等の開催によって図るだけではなく、専門的な知識や技術を有する人材を、適宜、活用しており、目標を達成している。
52	自然に関する環境教育・環境学習の実施	A	環境教育指導者の派遣等により、将来を担う子どもたちに、自然に関する環境教育及び学習の機会を創出している。 また、人材育成に関しての研修会を開くだけではなく、新たな講座の開催に関して検討を行っており、目標を達成している。
53	みどりを守り・つくり・育てるための啓発と活かすための情報発信の推進	A	みどりに関する各種情報を、パンフレットの配布等により発信し、周知及び啓発活動を行っており、目標を達成している。
54	みどりに関する顕彰制度設置に向けた検討	A	府内で情報共有を行い、他の制度と比較検討をした結果、他の制度と類似・重複をしていることから、新たな顕彰制度の設置の必要性がないと、結論を得ており、目標を達成している。
55	県及び近隣自治体との広域的な連携の推進	A	会議の参加等により、各市町と連携して、みどりを保全し、活用する施策の検討及び課題の共有を行っており、目標を達成している。
56	産・学・官の連携によるプログラムの検討	A	環境団体及び市民等と連携したイベント等を開始しており、目標を達成している。
57	みどりの積極的な活用の推進	B	市内に点在するみどりへの回遊性の向上については、未検討であるが、交流拠点となる公園の維持管理に努め、園内のみどりを活用したイベントを開催しており、概ね目標を達成している。
58	市民による花いっぱい運動の実施	A	花いっぱい運動により、緑化を推進していることから、目標を達成している。
59	自然環境活動団体の交流の促進と活動に関する情報発信の推進	A	自然環境活動団体の交流の場を創出し、情報交換及び活動の連携が行われた。 また、団体活動に関する情報を発信し、活動内容の周知を行うことで、市民が自然環境に関する活動に興味を持つよう図っており、目標を達成している。
60	市民・NPO・事業者・行政の役割分担あるいは連携によるみどりの保全・創出の推進	A	市民及び各種団体と連携し、みどりの保全及び創出を行っており、目標を達成している。

## 3

## 景観重要樹木

一部更新

## 《現行計画書 P.101 第V章：「景観重要樹木指定一覧」に、平成30年の新規指定箇所を追加》

良好な景観の形成に重要な樹木を景観法第28条の規定に基づき、「景観重要樹木」に指定しています。

平成30年3月に新たに2箇所指定され、現在（令和3年（2021年））は、28箇所となっています。

番号	場所	樹種	本数	指定日
1	明浜小学校	サクラ	28	平成23年4月1日（第3回）
2	浦郷小学校	イチョウ	1	平成24年11月1日（第4回）
3	大塚台小学校	ヒメシャラ	1	平成26年1月1日（第5回）
4	大津小学校	モチノキ	1	平成26年1月1日（第5回）
5	荻野小学校	サクラ	15	平成23年4月1日（第3回）
6	追浜中学校	サクラ	12	平成23年4月1日（第3回）
7	神奈川歯科大学	ジャカラランダ	1	平成30年3月31日（第7回）
8	北下浦小学校	ケヤキ	1	平成21年5月1日（第1回）
9	久里浜小学校	イチョウ	11	平成22年4月1日（第2回）
10	坂本公園	イチョウ	1	平成24年11月1日（第4回）
11	坂本公園	ヤエザクラ	12	平成27年3月31日（第6回）
12	坂本中学校	イチョウ	1	平成24年11月1日（第4回）
13	坂本中学校	カンヒザクラ	1	平成26年1月1日（第5回）
14	桜小学校	サンゴジュ	3	平成22年4月1日（第2回）
15	沢山小学校	ツツジ	52	平成30年3月31日（第7回）
16	武山中学校	クスノキ	1	平成21年5月1日（第1回）
17	田戸小学校	イチョウ	1	平成24年11月1日（第4回）
18	鶴久保小学校	イチョウ	18	平成22年4月1日（第2回）
19	長井小学校	ケヤキ	1	平成26年1月1日（第5回）
20	長井中学校	フェニックス	1	平成21年5月1日（第1回）
21	長浦小学校	サクラ	15	平成23年4月1日（第3回）
22	夏島小学校	イチョウ	14	平成22年4月1日（第2回）
23	根岸小学校	ハナモモ	1	平成22年4月1日（第2回）
24	逸見小学校	クスノキ	4	平成21年5月1日（第1回）
25	馬堀小学校	アオギリ	1	平成26年1月1日（第5回）
26	山崎小学校	サクラ	27	平成23年4月1日（第3回）
27	山崎小学校	イチョウ	9	平成24年11月1日（第4回）
28	養護学校	クスノキ	1	平成26年1月1日（第5回）
合計 28 箇所			235	

※中間見直し（本書）P.51 第Ⅲ章 施策No.21 の関連資料